

横財財 第 34 号
令和 2 年（2020 年）5 月 28 日

横須賀市議会
新型コロナウイルス感染症対策検討協議会
委員長 大 野 忠 之 様

横須賀市長 上 地 克 明

新型コロナウイルスへの対策等に関する要望・確認事項について

令和 2 年（2020 年）5 月 25 日付「新型コロナウイルスへの対策等に関する要望・確認事項について」に係る要望等事項について、別紙のとおり回答いたします。

No	要望等事項	対象部局等	回答	前回 No
1	飲食店以外の業種も対象とした取り組みを検討するにあたり、鎌倉市の取り組みなど他都市の事例も踏まえて検討していただきたい。	文化スポーツ観光部	現在飲食店以外を対象としているところは少ないのですが、他業種への拡大の際は、他都市の事例も踏まえて検討してまいります。	5
2	労働に関する相談窓口として労働基準監督署への協力依頼が含まれていないが、同署に対して協力の依頼をしていただきたい。	経済部	労働に関する専門的な相談については、労働基準監督署をご案内することになります。スムーズにご案内できるよう、情報共有等、協力を求めてまいります。	10
3	大学新入生に対する支援を検討していただきたい。また、広報よこすか号外の大学生版を作成するなど、大学生に対する市の支援の周知方法について検討していただきたい。	福祉部（市長室）	市内の大学生については、食糧支援を行う中で学生と大学の先生等から学生の生活状況を聞いていますが、特に1年生が厳しいという声は聞いていません。個々に状況が異なるとは思いますが、食糧を取りに来られた学生からは、オンライン授業への対応もなされていると感じています。現在は大学新入生に特化した支援を考えられませんが、国では学生への支援策が創設されると聞いています。こうした状況を踏まえたうえで、食糧支援を継続する中で、引き続き学生の声を聞きながら支援のあり方を考えてまいります。 大学生に対する周知方法については、大学を通じて学生にメール等で周知していただいておりますが、大学生に対する支援に限らず、様々な支援策をホームページでわかりやすく掲載するほか、ツイッターなどのSNSを活用して情報発信してまいります。	11
4	要介護者のPCR検査において自宅での検査は受けられるのか確認したい。また、介護タクシーの利用は高額であるが費用に対する支援などを行っているのか確認加えて、飛沫対策をした上での公共交通機関の利用を案内しているとのことだが、公共交通機関は他者への感染リスクがあるので、再度ご検討していただきたい。	福祉部（健康部）	要介護者が自宅でPCR検査を受けることは、感染防止の観点から実施していません。また、検査への介護タクシー代に対する支援は現在は行っていません。 検査会場への移動手段については、徒歩、自家用車、または公共交通機関での移動となります。これは、全国的に同じ取り扱いとなっております。しかし、この取り扱いでは、支障が出るケースが想定されることから、具体的な対応について検討してまいります。	12
5	移動支援を弾力的に適用するにあたり、対象者や施設に対してしっかりと周知をしていただきたい。	福祉部	相談支援事業所、移動支援事業所あるいは当事者等からの相談は、新型コロナウイルスへの対応に関わらず様々な相談を受けつけていますので、その旨をあらためて周知していきます。移動支援事業に関しては、一人ひとりの特性やライフスタイルに応じて、対応をしていく必要性がありますので、その都度、様々な状況を考慮し対応してまいります。	13
6	新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の遺体の搬送や火葬についての周知方法及び周知対象について確認したい。	健康部	新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方のご遺体の搬送、火葬については、厚生労働省の指示に沿ってご遺体を収容しているため、特別な感染防止策は不要とされています。このことについては、ファクスにより、葬祭事業者の皆様にお知らせしています。また、ご遺族に個別に説明はしていますが、今後市民の方に対して、ホームページでの周知も検討していきます。	15
7	ひとり親家庭の親や介護者等の感染者が増加した場合の、他施設で受け入れるなど対応策について確認したい。また、入院が長期にわたった場合の保護体制の在り方について確認したい。	福祉部（こども家庭支援センター）	感染者が増加した場合、児童については県内小児コロナ受入医療機関への一時保護委託の打診や、庁内の既存施設の臨時一時保護所への転用等で対応します。また、保護者の入院が長期化した場合には、2週間の経過観察後にうわまち病院から一時保護所へ場所を移して、保護者が回復されるまで一時保護を継続することになります。 在宅高齢者については、訪問サービス量の変更で在宅が継続可能であれば、ご自宅で過ごしていただくよう訪問事業者と調整を行いました。また、横須賀市立市民病院に入院されていた要介護者が、2週間以上経過した後は、老人福祉施設のショートステイへの切り替えを調整します。 さらに、神奈川県から、家族が新型コロナウイルス感染症で入院し、介護者が不在となり、在宅で高齢者や障がい者の方が取り残された場合に備え、本人が陰性の場合に受け入れる「短期入所協力施設」や、陽性・軽症でも福祉的ケアの割合が高く医療機関への入院が難しい場合に受け入れる、「ケア付き宿泊療養施設」を新たに設置すると発表がありました。今後、手続等について市町村に示されると聞いていますので連携を図ってまいります。	17
8	地域包括支援センターと連携した取り組みについて全てのセンターで行っているのか確認したい。また、民生委員の活動状況及び現状における活動の変化の実態について確認したい。	福祉部	全ての地域包括支援センターにおいて、感染防止対策として交代勤務としたり、面会を控え玄関先の訪問や電話による対応、ケースによってはケアマネージャーや民生委員の皆様との連携など、工夫をしながら相談、支援を継続して行っています。 民生委員児童委員の活動については、神奈川県民生委員児童委員協議会からの通知に基づき、ご自身や見守り対象の方等への感染予防を最優先としています。 現状の活動においては、できるだけ対面を避け電話やメール、インターフォン等を活用していただきながら、どうしても対面が必要な場合には、対人距離の確保や密閉空間、密集場所、密接場面を避けることなどに留意していただいております。	18
9	医療従事者への支援策検討の中で、他都市の事例や家族への感染リスクを抱えているなどの医療従事者の現状を踏まえた支援策の具体的な内容について確認したい。	健康部	支援策として、新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れている市内3医療機関に対し、各500万円の支援金の交付を補正予算に計上しました。これは他都市と比較しても十分な支援であると考えています。 この支援金は、例えば、医療関係者への危険手当や、医療関係者が自宅に帰らずホテルに宿泊する場合の費用などに充てていただくことを想定していますが、用途については各医療機関の裁量に任せ活用していただきたいと考えています。	20
10	宿泊施設静養患者は2週間の経過観察後にPCR検査はされないのか確認したい。また、感染後の検査方法や社会復帰するための支援の考え方など、感染者の立場に立った網羅的な内容について確認したい。	健康部	「神奈川モデル」では、PCR検査で陽性になった軽症・無症状の方に対して、宿泊施設等での静養後、陰性確認のための検査は必要無しとなっております。しかし、横須賀市保健所では、医師、看護師、介護職等、ハイリスク者に接する職種やその他必要と判断される方に対し、陰性確認のためのPCR検査を行っています。 PCR検査で陽性となった方の入院・治療、宿泊施設等での療養から就業制限解除等の社会復帰まで、患者一人一人の症状や生活状況により丁寧に対応しています。 (協議会に出席し、補足をさせていただきます。)	21
11	食品衛生協会など関係機関と協力した啓発の具体的内容について確認したい。また、本市におけるテイクアウト事業の実施状況、それに対する指導方法、食品衛生に関する相談件数の増加状況や職員の配置状況について確認したい。	健康部	横須賀食品衛生協会の理事会において、保健所からテイクアウトや宅配を行う上での衛生管理の重要性を説明し、指導員の方々には共通認識を持って啓発活動にあたっていただいております。また、厚労省発出のテイクアウトや宅配における衛生管理に関する通知をファクスやメールにより協会の全会員に情報提供していただきました。さらに、協会に加盟している各組合（飲食店組合、菓子組合等）を通じてテイクアウトや宅配を行う上での衛生管理の徹底を呼び掛けていただきました。 これまでに庁内から「商店街を応援する取り組みの一つとしてテイクアウトを奨励したい」、ネット配信事業者から「テイクアウトを行っている飲食店の情報を集めてネットで発信したい」、飲食店経営者から「テイクアウトを始めたい」などの相談が寄せられていますが、市内全体の実施状況は把握していません。相談に対しては、現在取得している許可の範囲でできるかを確認するとともに、テイクアウトにおける食品の取り扱いに関する注意点を指導しています。また、市民から「取り扱いが心配である」との相談が寄せられた場合は、現地を確認し、改善の必要があればその場で指導しています。相談件数の集計はしていませんが、増えていると感じています。 食品保健係は、通常どおり10名体制で運用しています。新型コロナウイルス感染症対策における疫学調査や施設の消毒確認、検体の搬送業務などを担っているため、本来業務は優先順位を付けて、一斉立入調査や食品の収去検査、講習会などは延期し、営業許可申請に対する調査や相談業務を中心に対応しています。	23

No	要望等事項	対象部局等	回答	前回 No
12	家賃補助の申請、補助件数等の実績など現状を確認したい。現状を踏まえ予算的なゆとりがある場合は補助を延長していただきたいが、対象期間を延長する考えがあるのか確認したい。	経済部	5月26日現在の申請受付件数は約1,300件です。平均の補助金額は約17万円で推移しています。 緊急事態宣言の延長等によって事業活動への影響が拡大・長期化していることや事業者からの要望を踏まえ、既存の予算を活用して家賃補助金の対象を拡大いたします。 ①補助対象額に5月分の家賃を追加（現行は3月、4月分） ②事業者等の範囲を医療法人や公益法人等※に拡大 （現行）中小企業、個人事業主、事業協同組合等 （追加）医療法人、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、社会福祉法人等 ※資本金（出資）の額など、法人の規模が中小企業支援法の規定を満たしていることとする。 拡充分は、6月1日から受付を開始する予定です。	32
13	学校の対応について、回答内容と相違があるとの意見があったので、学童クラブ等への対応に問題がなかったのか確認したい。	教育委員会	学童クラブへの対応について再度調査を行いました。ご指摘のような事実を確認することはできませんでした。	37

患者発見から支援終了までの流れ 【※ No.10参考資料】

